

外務員の登録等に関する規則に関する細則

令和 3年 6月 10日制定
令和 4年 9月 15日改正
令和 5年 2月 9日改正
令和 6年 2月 15日改正

(目的)

第1条 この細則は、外務員の登録等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(登録原簿の記載事項)

第2条 規則第3条に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録申請会員の商号又は名称及びその代表者の氏名
- (2) 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
 - イ 氏名及び生年月日
 - ロ 金融商品仲介業者の商号又は名称及びその代表者の氏名
 - ハ 役員又は従業員の別
 - ニ 日本証券業協会が定める外務員等資格試験に関する規則による一種外務員資格試験又は二種外務員資格試験の合格年月日
 - ホ 日本証券業協会が実施する外務員資格更新研修受講の有無及び外務員資格更新研修を受講したことのある者については直近に受講した外務員資格更新研修の修了年月日
 - ヘ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者若しくは登録金融機関（以下「金融商品取引業者等」という。）又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間
 - ト 金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第66条の25において準用する第64条の5第1項の規定又は規則第14条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間
 - チ 金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

(登録申請等の手続き)

第3条 規則第9条に規定する登録申請の申請者は正会員代表者とする。

(審問等の手続き)

第4条 本会は、規則第12条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、正会員代表者に通知するものとする。

2 本会は、規則第 14 条第 2 項の規定により聴聞を行う場合には、聴聞の期日、場所及び予定される不利益処分の内容等を記載した書面により、正会員を通じて金融商品仲介業者に通知するものとし、必要な事項は会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則で定める。

(登録申請書等の様式)

第 5 条 規則第 9 条及び第 13 条第 1 項各号の規定に基づく届出は、次の各号に掲げるものとする。

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 規則第 9 条に規定する外務員登録申請書 | 別紙様式第 1 号 |
| (2) 規則第 13 条第 1 項第 1 号に該当するとき | 別紙様式第 2 号 |
| (3) 規則第 13 条第 1 項第 2 号に該当するとき | 別紙様式第 3 号 |
| (4) 規則第 13 条第 1 項第 3 号に該当するとき | 別紙様式第 4 号 |

2 前項第 1 号に係る外務員登録申請書を提出する際には、登録申請に係る外務員が金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条の 2 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを当該外務員及び登録申請を行った会員が誓約する書面（規則第 9 条第 2 項に規定する細則で定める書類）を別紙様式第 5 号により添付する。

(資格更新研修の特例)

第 6 条 規則第 20 条第 1 項又は第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 規則第 20 条第 1 項又は第 2 項に定める期間の初日前 2 年以内に日本証券業協会が実施する外務員資格試験に合格した者、又は本会が実施する外務員資格更新研修を修了した者
- (2) やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本会が認めた者（なお、本会が認めるにあたっては、一定の条件を付することがある。）

附 則

この細則は、定款改正に係る主務官庁の認可の日（令和 3 年 7 月 1 日）から実施する。

附 則

この改正は、令和 4 年 10 月 1 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第 2 条第 2 号イを改正
- ・第 5 条第 1 項に定める別紙様式第 1 号から別紙様式第 4 号に係る別添を改正

附 則

この改正は、令和 5 年 2 月 9 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第 5 条第 2 項に定める別紙様式第 5 号を改正

附 則

この改正は、令和6年2月15日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第5条第2項に定める別紙様式第5号を改正

別紙様式第1号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

外務員登録申請書

外務員の登録を受けたいので、外務員の登録等に関する規則第3条の規定により別添のとおり登録を申請します。

(別添：外務員登録申請書)

外務員登録申請書

申請日	
-----	--

(提出会社)

商号又は名称	
代表者	

登録申請書

番号	申請日 (必須)	会員番号	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	外務員資格試験	研修	資格取得 方法備考	資格取得日	資格更新研修 有無	資格更新研修 受講日	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	外務員の 職務の有無	処分の有無

職務履歴

番号	外務員番号	会員番号	仲介業者名	仲介業者番号	金融商品取引業者等	自	至

別紙様式第2号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

外務員登録事項変更届出書

外務員の登録等に関する規則第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり変更があったので届け出ます。

(別添：外務員登録事項変更届出書)

外務員登録事項変更届出書

申請日	
-----	--

(提出会社)

商号又は名称	
代表者	

番号	申請日 (必須)	会員番号	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	変更項目	変更前	変更後
1														
2														

別紙様式第3号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

登録外務員の欠格事項該当届出書

別添の者が金商法第29条の4第1項第2号イからトの規定に該当したことが判明したので、外務員の登録等に関する規則第13条第1項の規定に基づき、届け出ます。

(別添：欠格事項届出書)

登録外務員の欠格事項該当届出書

申請日	
-----	--

(提出会社)

商号又は名称	
代表者	

番号	申請日 (必須)	会員番号	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	欠格事項
1												
2												

別紙様式第4号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

登録外務員の職務廃止届出書

外務員の職務を行わないこととなったので、外務員の資格、登録等に関する規則第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(別添：職務廃止届出書)

登録外務員の職務廃止届出書

申請日	
-----	--

(提出会社)

商号又は名称	
代表者	

番号	申請日 (必須)	会員番号	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	抹消日	抹消理由
1													
2													

誓 約 書

令和 年 月 日

(外務員) 氏 名 _____
 生年月日 _____
 (登録申請者) 所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者氏名 _____

外務員 _____ が下記に該当しないことを誓約します。

記

1. 精神の機能の障害により金融商品取引業に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
3. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4. 金融商品取引業者であった法人が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第52条第1項、金商法第53条第3項若しくは金商法第57条の6第3項の規定により金商法第29条の登録を取り消されたことがある場合、取引所取引許可業者（金商法第60条の4第1項に規定する取引所取引許可業者をいう。以下同じ。）であった法人が金商法第60条の8第1項の規定により金商法第60条第1項の許可を取り消されたことがある場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者（金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の8第1項の規定により金商法第60条の14第1項の許可を取り消されたことがある場合、特例業務届出者（金商法第63条第2項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。）であった法人が金商法第63条の5第3項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金商法第63条の3第1項の規定による届出をした者であった法人が同条第2項において準用する金商法第63条の5第3項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であった法人が金商法第66条の20第1項の規定により金商法第66条の登録を取り消されたことがある場合、信用格付業者であった法人が金商法第66条の42第1項の規定により金商法第66条の27の登録を取り消されたことがある場合若しくは高速取引行為者であった法人が金商法第66条の63第1項の規定により金商法第66条の50の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であった法人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金サ法」という。）第38条第1項（第2号、第3号及び第5号を除く。）の規定により同法第12条の登録（有価証券等仲介業務の種類に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又は金商法若しくは金サ法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。この号において同じ。）を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日から30日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から5年を経過しない者
5. 金融商品取引業者であった個人が金商法第52条第1項の規定により金商法第29条の登録を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であった個人が金商法第63条の5第3項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金商法第63条の3第1項の規定による届出をした者であった個人が同条第2項において準用する金商法第63条の5第3項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であった個人が金商法第66条の20第1項の規定により金商法第66条の登録を取り消されたことがある場合若しくは高速取引行為者であった個人が金商法第66条の63第1項の規定により金商法第66条の50の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であった個人が金サ法第38条第1項（第2号、第3号及び第5号を除く。）の規定により同法第12条の登録（有価証券等仲介業務の種類に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又は金商法若しくは金サ法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。この号において同じ。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合、金商法第60条第1項若しくは金商法第60条の14第1項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。この号において同じ。）を受けていた個人が当該同種類の許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた個人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日から5年を経過しない者
6. 次のいずれかに該当する者
 - (1) 金商法第52条第1項、金商法第53条第3項又は金商法第57条の6第3項の規定による金商法第29条の登録の

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金商法第 50 条の 2 第 1 項第 2 号から第 7 号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る金融商品取引業者であった法人とし、当該通知があった日前に金融商品取引業を廃止し、合併（金融商品取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

- (2) 金商法第 60 条の 8 第 1 項の規定による金商法第 60 条第 1 項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金商法第 60 条の 7 に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者（当該通知があった日前に解散をし、又は取引所取引業務（金商法第 60 条第 1 項に規定する取引所取引業務をいう。以下同じ。）を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (3) 金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 8 第 1 項の規定による金商法第 60 条の 14 第 1 項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 7 に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る電子店頭デリバティブ取引等許可業者（当該通知があった日前に解散をし、又は電子店頭デリバティブ取引等業務（金商法第 60 条の 8 第 1 項に規定する電子店頭デリバティブ取引等業務をいう。以下同じ。）を廃止することについての決定（当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (4) 金商法第 63 条の 5 第 3 項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金商法第 63 条の 2 第 1 項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第 2 項の規定による届出、同条第 3 項第 2 号に該当する旨の同項の規定による届出又は同条第 4 項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同条第 1 項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第 2 項の規定による届出又は同条第 4 項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、これらの届出に係る特例業務届出者であった法人とし、当該通知があった日前に適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併（特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (5) 金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する金商法第 63 条の 5 第 3 項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金商法第 50 条の 2 第 1 項第 3 号から第 7 号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出又は金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する金商法第 63 条の 2 第 3 項第 2 号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人（金商法第 50 条の 2 第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る金商法第 63 条の 3 第 1 項の規定による届出をした者であった法人とし、当該通知があった日前に合併（同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (6) 金商法第 66 条の 20 第 1 項の規定による金商法第 66 条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金商法第 66 条の 19 第 1 項第 1 号又は第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る金融商品仲介業者であった法人とし、当該通知があった日前に金融商品仲介業を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部を承継させ、金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融商品仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (7) 金商法第 66 条の 42 第 1 項の規定による金商法第 66 条の 27 の登録の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金商法第 66 条の 40 第 1 項各号のいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る信用格付業者であった法人とし、当該通知があった日前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、信用格付業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（信用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (8) 金商法第 66 条の 63 第 1 項の規定による金商法第 66 条の 50 の登録の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金商法第 66 条の 61 第 1 項第 2 号から第 7 号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る高速取引行為者であった法人とし、当該通知があった日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、合併（高速取引行為者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (9) 金サ法第 38 条第 1 項（第 2 号、第 3 号及び第 5 号を除く。）の規定による同法第 12 条の登録（有価証券等仲介業

務の種別に係るものに限る。)の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に金サ法第16条第3項第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同項第5号から第7号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る金融サービス仲介業者であつた法人とし、当該通知があつた日前に金融サービス仲介業(金サ法第11条第1項に規定する金融サービス仲介業をいう。以下同じ。)を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併(金融サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、又は解散することについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

7. 個人であつて、次のいずれかに該当する者

- (1) 金商法第52条第1項、金商法第53条第3項又は金商法第57条の6第3項の規定による金商法第29条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に金商法第50条の2第1項第2号、第6号又は第7号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日前に金融商品取引業を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (2) 金商法第60条の8第1項の規定による金商法第60条第1項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に取引所取引業務を廃止したことにより金商法第60条の7に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者(当該通知があつた日前に取引所取引業務を廃止することについての決定(当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (3) 金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の8第1項の規定による金商法第60条の14第1項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に電子店頭デリバティブ取引等業務を廃止したことにより金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の7に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る電子店頭デリバティブ取引等許可業者(当該通知があつた日前に電子店頭デリバティブ取引等業務を廃止することについての決定(当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (4) 金商法第63条の5第3項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に金商法第63条の2第1項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の金商法第63条の2第2項の規定による届出又は同条第3項第2号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(同条第1項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第2項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る特例業務届出者であつた者とし、当該通知があつた日前に適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (5) 金商法第63条の3第2項において準用する金商法第63条の5第3項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に金商法第50条の2第1項第6号若しくは第7号に該当する旨の同項の規定による届出又は金商法第63条の3第2項において準用する金商法第63条の2第3項第2号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日前に分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (6) 金商法第66条の20第1項の規定による金商法第66条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に金商法第66条の19第1項第1号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日前に金融商品仲介業を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (7) 金商法第66条の42第1項の規定による金商法第66条の27の登録の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に金商法第66条の40第1項第1号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、又は信用格付業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (8) 金商法第66条の63第1項の規定による金商法第66条の50の登録の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に金商法第66条の61第1項第2号、第6号又は第7号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (9) 金サ法第38条第1項(第2号、第3号及び第5号を除く。)の規定による同法第12条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に金サ法第16条第3項第3号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日前に金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者が法人であ

るときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

8. 金商法第52条第2項、金商法第60条の8第2項(金商法第60条の14第2項において準用する場合を含む。)、金商法第66条の20第2項、金商法第66条の42第2項若しくは金商法第66条の63第2項若しくは金サ法第38条第3項(第2号を除く。)の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は金商法若しくは金サ法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から5年を経過しない者
9. 金商法、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、金サ法、信託業法、資金決済に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、種苗法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、会社更生法、破産法、会社法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
10. 金商法第64条の5第1項(金商法第66条の25及び金サ法第77条において準用する場合を含む。)の規定により外務員(金商法第66条の25において準用する金商法第64条第1項に規定する外務員及び金サ法第75条第1項に規定する外務員を含む。以下同じ。)の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
11. 登録申請者以外の金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として登録されている者
12. 金商法第66条の登録を受けている者又は金サ法第12条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を受けている者

以上